

うきは市告示第81号

令和8年第4回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和8年6月3日

うきは市長 権藤 英樹

記

1 期 日 令和8年6月12日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

吉瀬晋太郎君

飯田 雅弘君

徳永真理子君

須山 聡美君

今村 清君

石井 孝幸君

中畠 崇秀君

石井 信一君

末金 良幸君

高木亜希子君

佐藤 裕宣君

野鶴 修君

竹永 茂美君

熊懷 和明君

○6月15日に応招した議員

○6月16日に応招した議員

○6月17日に応招した議員

○6月25日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和8年 第4回（定例）うきは市議会会議録（第1日）

令和8年6月12日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和8年6月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第1号から報告第6号まで6件、議案第42号から議案第51号まで10件、陳情第1号1件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 報告第1号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第2号 国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第3号 後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第4号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第10 報告第5号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第11 報告第6号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第12 議案第43号 令和8年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第44号 令和8年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第45号 財産の取得について
- 日程第15 議案第47号 うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第48号 うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第49号 うきは市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第50号 うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第51号 うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 陳情の委員会付託（陳情文書表）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第1号から報告第6号まで6件、議案第42号から議案第51号まで10件、陳情第1号1件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 報告第1号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第2号 国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第3号 後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第4号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第10 報告第5号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第11 報告第6号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第12 議案第43号 令和8年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第44号 令和8年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第45号 財産の取得について
- 日程第15 議案第47号 うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第48号 うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第49号 うきは市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第50号 うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第51号 うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 陳情の委員会付託（陳情文書表）

出席議員（14名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 吉瀬晋太郎君 | 2 番 飯田 雅弘君 |
| 3 番 徳永真理子君 | 4 番 須山 聡美君 |
| 5 番 今村 清君 | 6 番 石井 孝幸君 |
| 7 番 中畠 崇秀君 | 8 番 石井 信一君 |

9 番 末金 良幸君

10 番 高木亜希子君

11 番 佐藤 裕宣君

12 番 野鶴 修君

13 番 竹永 茂美君

14 番 熊懷 和明君

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 岡村 順子君

記録係長 上村 貴志君

記録係 中畠二佐子君

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	福祉課長	宮崎 公子君
副市長	吉村 祥一君	こどもみらい課長	蔵満 奈月君
教育長	松田 清孝君	建設課長	今林 豊君
市長公室長	石井 太君	都市整備課長	瀧内 宏治君
総務課長	浦 聖子君	水環境課長	見河 弾君
監査委員事務局長	木下 英樹君	商工観光振興課長	河原 祐介君
会計管理者	柳原由美子君		
農林振興課長兼農業委員会事務局長			森山 益資君
市民協働推進課長	高山 靖生君	学校教育課長	江藤 良隆君
財政課長	高瀬 将嗣君	生涯学習課長	佐藤 重信君
企画政策課長	手島 直樹君	自動車学校長	松竹 信彦君
税務課長	佐藤史津子君		
市民生活課長兼人権・同和对策室長兼男女共同参画推進室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君		

午前 9 時00分開会

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（熊懷 和明君） 皆さん、改めておはようございます。

ただいまから令和 8 年第 4 回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（熊懐 和明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に 3 番、徳永真理子議員、 4 番、須山聡美議員を指名します。

日程第 2. 会期の決定

○議長（熊懐 和明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 6 月 1 2 日から 6 月 2 5 日までの 1 4 日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日 6 月 1 2 日から 6 月 2 5 日までの 1 4 日間と決定をいたしました。

日程第 3. 諸報告

○議長（熊懐 和明君） 日程第 3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

タブレットに掲載しております諸般の報告文書を御覧ください。

3 月 2 5 日に、うきは市土地開発公社理事会が開催されています。

以下、各会議等が開催されておりますので、報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） おはようございます。議員の皆様には、常日頃より市政運営に御理解、御協力をいただいておりますことをまずもってお礼を申し上げます。

本定例会では、条例の改正、補正予算などに関して御審議をお願いするわけですが、3 月定例会報告以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元のタブレットに資料データのほうを配付させていただいておりますので、資料の配付に代えて報告とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（熊懐 和明君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第 4. 議案上程

○議長（熊懐 和明君） 日程第 4、議案の上程を行います。

報告第1号から報告第6号まで6件、議案第42号から議案第51号まで10件、陳情第1号1件を上程します。

日程第5. 市長の提案理由の説明

○議長（熊懷 和明君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 本日、令和8年第4回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の中御参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

現在、緊迫化が続くイラン周辺及びホルムズ海峡の情勢は、世界的なエネルギー供給に深刻な影を落としております。特に、物流の目詰まりによる石油製品等の供給不安は我が国の経済のみならず、市民の皆様の日々の暮らしや地域産業にとっても大きな不安要素となっているところでございます。こうした事態から市民の皆様の暮らしを守り、先行きへの不安を少しでも解消するため、本市として緊急の経済生活対策を盛り込んだ補正予算、これにつきましては、今回の補正予算の中で一部御提案をさせていただいておりますが、今後も随時そういったものについて編成を行ってまいりたいというふうに考えております。

時節柄、いよいよ本格的な夏の暑さを迎える時期となりました。先般、九州北部も梅雨入りに入ったところでございます。近年地球温暖化の影響により、夏季の猛暑は深刻さを増しており、命に関わる熱中症への対策が急務となっております。とりわけ、体温調節機能が低下しがちな高齢者の皆様の熱中症予防は、取り組むべき課題の1つであると認識をしております。高齢者の皆様がこの夏を安心して乗り切るための具体的な予防策を、市としても進めてまいりたいと考えております。

今回、補正予算等にもそのような提案を盛り込んでおりますので、ぜひ御審議を賜ればというふうに考えているところでございます。

あわせまして、雨季を目前に控えた5月24日には、福岡県総合防災訓練を、本市と久留米市で開催をさせていただきました。議長をはじめ市議会議員の皆様にも来賓として御参加をいただき、約70の関係団体から約1,100名を超える皆様に参加をいただく中、実践的で有意義な訓練を実施することができました。今後も、市民の皆様の安全安心を確保するため、防災体制の強化に取り組んでまいります。

さて、本日提案いたしております議案は、条例案件5件、予算案件3件、その他の案件2件と報告案件6件となっております。

まず、報告第1号は、一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

2款1項、総務管理費ほか計38事業につきまして、令和7年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定により報告す

るものでございます。

報告第2号は、国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第4号下水道事業会計予算繰越計算書について、これらにつきましては、それぞれの会計において、令和7年度から繰り越して使用ができる経費に係る繰越計算書をそれぞれ調製いたしましたので、こちらも地方自治法施行令の規定により御報告を申し上げるものでございます。

報告第5号は、うきは市土地開発公社の経営状況についてでございます。

地方自治法の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について報告するものでございます。

報告第6号は、和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分の報告についてでございます。

地方自治法の規定に基づきまして、うきは市民センター内駐車場での車両破損に係る和解及び損害賠償額の決定について専決処分を行ったため、同法の規定により報告をするものでございます。

議案第42号は、令和8年度うきは市一般会計補正予算（第1号）でございます。

予算額を1億3,916万円追加し、補正後の予算総額は185億7,816万円となります。

主な事業といたしまして、2款1項、総務管理費では、本庁舎の屋根改修のための設計監理及び工事請負費として6,833万4,000円、3款1項、社会福祉費では、高齢者世帯等でエアコンのない家庭に対しての設置費用を補助する事業として750万円、4款1項、保健衛生費では、井戸の掘り替え工事を補助する事業として300万円、6款1項、農業費では、市内の農業用ハウス等に係るビニール等の資材の更新に係る経費の一部を補助する事業として1,000万円を追加いたしております。

また歳入では、15款2項、国庫補助金3,913万7,000円の減額と16款2項、県補助金9,895万7,000円、19款1項、基金繰入金7,023万2,000円の増額を計上いたしております。

議案第43号は、令和8年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

収益的収入及び支出のうち、収入では、1款1項、営業収益から9,102万5,000円を減額、2項営業外収益を8,274万8,000円増額し、13億3,978万8,000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出のうち、収入では、3款3項、補助金等を429万3,000円増額し、8億784万8,000円とし、支出では、4款1項、建設改良費を644万円増額し、11億4,731万2,000円とするものでございます。

議案第44号は、令和8年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

収入及び支出の総額に変更はなく、債務負担行為の設定を行うものでございます。

議案第４５号は、財産の取得についてでございます。

市内中学校におけるＩＣＴ環境整備のため、学習用タブレット端末を更新取得しようとするものでございます。

議案第４６号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

小塩辺地において、簡易給水施設修繕に係る費用を計画追加するものでございます。

議案第４７号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第４８号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第４９号うきは市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第５０号うきは市放課後児童健全育成事業の設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、この以上につきましては、上位法でございます児童福祉法などの一部改正に伴い、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。

議案第５１号は、うきは市住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

西隈上団地建て替え事業に伴い、市営住宅の位置等の記載等について、改正を行うものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際、担当課長より改めて御説明を申し上げます。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（熊懷 和明君） 説明が終わりました。

日程第６．報告第１号

○議長（熊懷 和明君） 日程第６、報告第１号一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

説明を求めます。財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 財政課長の高瀬でございます。よろしくお願いいたします。

報告第１号一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

この繰越計算書を補足する資料も配付をしておりますので、御覧いただける方はそちらのほうも御参照いただければと思います。説明につきましては、一般会計繰越明許費繰越計算書に沿って御報告をさせていただきます。

報告第１号一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和7年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。令和8年6月12日提出。うきは市長権藤英樹。

それでは、2ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、款項及び事業名ごとに金額、翌年度繰越額、財源内訳を記載しております。

表の列の中ほどの金額の欄は、令和7年度予算において繰越明許費として定めた翌年度へ繰越しができる限度額を表しております。その右横の翌年度繰越額欄は、限度額の範囲内で実際に令和8年度へ繰り越した金額を表示しております。

それぞれの事業内容につきましては、昨年度の補正予算審議の折に説明をしておりますので、省略させていただきます。

具体的にどのような予算が含まれているかにつきましても、補足説明資料に記載をしておりますので、御確認いただければと思います。

令和8年度に繰り越す事業といたしましては、総務管理費ほか38事業でございまして、総額は4ページになります、翌年度繰越額の合計欄10億4,968万8,000円で、財源といたしましては右の欄に記載のとおりでございます。

財源のうち、特定財源を除いた8,186万5,000円が、令和7年度から令和8年度へ繰り越す一般財源となっております。

この繰越明許費に上がっている事業につきましては、昨年度予算措置をした事業において、進捗の遅れ等により次年度に実施するものになりますが、今回の繰越事業の中には、物価高騰対応事業が多く含まれております。同事業につきましては、本年1月の臨時会において御議決をいただきました補正予算を、令和8年度に繰り越して継続的にその取組を進めておるところでございます。

1ページ、3行目のうきはの食卓応援金事業2億3,027万7,000円、こちらのほうは事業はほぼ完了しておりますが、こういったもの。それから、2ページの中段、商工業振興事業の臨時経済対策商品券発行事業費補助金2,100万円といったものが、それらに当たりまして、これ以外にも、社会福祉施設等に対しても支援金等を交付しております。

さらに、3ページ目の下から3行目、下水道事業会計負担金8,275万円につきましても、多くの市民の皆様を対象とした物価高対策として、下水道料金2か月分を全額減免するための措置費用でございます。

これらの物価高騰対策費の財源といたしましては、国のほうから交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。

それから、額の大きなものといたしまして、2ページ6行目、エネルギー対策事業の脱炭素先行地域づくり事業費補助金1億9,835万円につきましては、環境省から脱炭素先行地域の指定を受け実施している事業でございます。昨年度実施予定の市役所や道の駅等に太陽光パネルを設置する事業につきまして、進捗の遅れにより、令和8年度に繰り越して実施するものでございます。

それ以外の事業につきましても、先ほど申し上げました補足説明資料にて御確認いただければと思います。

以上で、一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（熊懐 和明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

日程第7. 報告第2号

○議長（熊懐 和明君） 次に、日程第7、報告第2号国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

説明を求めます。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。よろしくお願いいたします。

報告第2号国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを御報告させていただきます。

報告第2号国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和7年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。令和8年6月12日提出。うきは市長権藤英樹。

2ページをお願いいたします。

1款1項、国保一般管理費、システム改修委託料、国保システム改修委託料94万2,000円のうち76万6,000円を令和8年度へ繰り越すものでございます。

本件は、令和8年度国保税の当初賦課に必要な子育て支援制度改正に伴う収納システム改修でございますが、委託先において、標準化対応等により作業が逼迫し、年度内の完了が困難となったため、4月以降に作業を延期し、繰り越すものでございます。なお、本改修につきましては、既に完了をしております。

説明は以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

日程第8. 報告第3号

○議長（熊懷 和明君） 日程第8、報告第3号後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

説明を求めます。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

報告第3号後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和7年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。令和8年6月12日提出。うきは市長権藤英樹。

2ページをお願いいたします。

1款2項、徴収費、システム改修委託料、後期高齢者医療システム改修委託料につきまして、148万5,000円のうち82万5,000円を令和8年度へ繰り越すものでございます。

本件は、令和8年度後期高齢者医療保険料の当初賦課に必要なシステム改修でございますが、福岡県後期高齢者医療広域連合から令和8年5月の保険料情報取り込み後に改修を行うことが望ましいとの通知を受けたことから、作業時期を調整し、繰り越すものでございます。

なお、本改修におきましては、6月下旬完了予定であり、当初賦課に支障はない見込みでございます。

説明は以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

日程第9. 報告第4号

○議長（熊懷 和明君） 次に、日程第9、報告第4号下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（見河 弾君） 水環境課の見河でございます。よろしくお願いいたします。

報告第4号下水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第1項及び第2項のただし書の規定により、令和7年度から繰り越して使用することができる経費について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。令和8年6月12日提出。うきは市長権藤英樹。

2ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額についてです。

今回繰越しを行う事業が1件あります。4款1項、建設改良費、吉井浄化センター増設工事、繰越額4,377万5,000円です。先行した建設工事の関連で、後発の本工事に遅れが生じたものです。

次に、地方公営企業法第26条2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越額についてです。

今回事故繰越しを行う事業が1件あります。2款1項、営業費用、うきは浄化センターエアレーション設備更新工事、繰越額1,123万1,000円です。銅や樹脂などの資材不足の影響で機器製作に遅れが生じたものです。

説明は以上です。

○議長（熊懷 和明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号の報告を終わります。

日程第10．報告第5号

○議長（熊懷 和明君） 日程第10、報告第5号うきは市土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（瀧内 宏治君） 都市整備課、瀧内です。よろしくお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。議案書1ページです。

報告第5号うきは市土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について、

別紙のとおり報告する。令和8年6月12日提出。うきは市長権藤英樹。

今回、資料として、本年第1回及び第2回の理事会の議案を配付しております。

本日は、第2回理事会の令和7年度事業報告及び決算の承認についてにより、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

画面の3ページのほうをお願いします。3ページのほうから説明いたします。

令和7年度事業報告でございます。三春工業団地については、造成工事完了後、株式会社ROKI福岡、森永食研株式会社に分譲され、操業が行われてまいりました。

去年は、3社目となる株式会社九州イノアックの浮羽第2工場が竣工し、本年1月に開所式が執り行われております。引き続き、各事業所のサポートを行ってまいります。

続いて、4ページをお願いします。

財産目録です。上から、普通預金1億4,018万3,632円、定期預金500万円、資産合計1億4,518万3,632円、負債はなく、差引き純財産1億4,518万3,632円となります。

続いて5ページをお願いします。

現金及び預金明細表です。こちらについては、お読み取りをお願いします。

続いて、6ページをお願いします。

貸借対照表です。経営状況を表すものです。上から、資産の部、合計1億4,518万3,632円、負債はありません。資本の部、資本金500万円。続いて、準備金、準備金のうち前期繰越準備金1億3,998万2,778円、当期純利益20万854円、合計が1億4,018万3,632円、以上から、資本合計1億4,518万3,632円、負債資本合計も同額となります。

続いて、7ページをお願いいたします。

損益計算書です。収益と費用の状況を示すものです。

現在、土地開発公社には未売却地はありませんので、上から、1、事業収益、2、事業原価、事業総利益までゼロ円となります。続いて、3、販売費及び一般管理費7万8,900円、内訳は、後ほど御説明いたします。事業利益マイナス7万8,900円、4、事業外収益は受取利息27万9,754円。5、事業外費用ゼロ円、以上から、経常利益、当期純利益ともに20万854円となります。

続いて、8ページです。

キャッシュフロー計算書です。現金の流れを示すものです。末尾の期末残高は、1億4,518万3,632円となります。

続いて、9ページです。

短期借入金明細表です。こちらは該当ございません。

続いて、10ページです。

決算資料となります。内容は、預金利息による収入と一般管理費の支出のみとなります。

上から、収益的収入です。一番右の収入済額の欄を御覧ください。

上から、1、事業収益ゼロ円、2、事業外収益は、預金利息27万9,754円、合計27万9,754円です。

続いて、収益的支出です。支出済額の欄を御覧ください。

上から、1、事業原価ゼロ円、2、販売費及び一般管理費のうち、報酬7万5,600円は、理事会の費用弁償です。

続いて、経費の使用料3,300円は、インターネット企業情報サービス利用料で、合計7万8,900円です。

続いて、3、事業外費用と4、予備費はなく、支出合計が7万8,900円です。

11ページをお願いします。

資本的収入と資本的支出です。土地開発公社として、新たな工業用地の造成は行っておりませんので、該当はございません。

続いて、12ページです。

資本金明細表です。市から土地開発公社に出資した基本財産500万円となります。

続いて、13ページです。

令和7年度完成土地明細票です。三春工業団地には未売却地はありませんので、期末残高はゼロ円となります。

最後に、14ページです。

こちらに監査意見書を添付しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊懐 和明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。12番、野鶴議員。

○議員（12番 野鶴 修君） 12番 野鶴です。

報告書に対する質疑ということには直接ならないかと思いますが、今後、土地開発公社、これをどのように活用していくのか。以前、私もあの土地開発公社のほうの役員ということで入っておりましたが、そのとき言ったのが、もう土地開発公社、市で抱える必要があるのかという話も出した経緯があります。

といいますのが、今報告書の中にありましたように、以前は、三春工業団地、そちらのほうで、未売地ということで、今回、九州イノアック第2工場のほうに売却した分を抱えておった関係で、

土地開発公社が存続していたわけでありまして、今報告ありましたように、もう土地開発公社が抱えている未売地というのは一切ございませんし、今後新たな計画というのも、今のところ、市単独でやるような計画はないんじゃないかなというふうに私は感じております。

そうした中で、この土地開発公社をこのまま存続させていて、今後、どのように活用していくのか、そこら辺きちんと方針等があれば、説明をお願いしたいと思います。

といいますのも、浮羽究真館高校の南側等についても、県のほうの事業ということで、直接市の土地開発公社がそれに関わっているわけでもございませんし、そういったことからいったら、土地開発公社の役割というのは、もうほぼほぼ終了しているんじゃないかなというふうな気もしております。その辺について、御説明をよろしくお願いいたします。

○議長（熊懐 和明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀧内 宏治君） 御質問ありがとうございます。野鶴議員からおっしゃっていた御質問です。

議員おっしゃっていただいたような状況といいたいまいしょうか、状況については、今おっしゃっていただいたようなことになると認識しております。おっしゃっていただきましたように、土地開発公社、今未売却地はございません。また、土地開発公社として、現在新規の造成も行っておりません。浮羽究真館高校の付近で行われているのは、県の企業局のほう为主体でございます。

それで、現在は、将来的な企業誘致に備えてということではございますが、組織を維持しておるところでございます。

ちなみに、土地開発公社、全国で540社ほどございます。県内では22社ほどございます。法的になかなか一度解散いたしますと、再設立が難しいということで、判断については慎重にしておるところでございますけれども、今議員御指摘の状況の認識というのは、思っておりますので、今後、状況を踏まえまして、また判断をしてみたいと思います。

○議長（熊懐 和明君） 12番、野鶴議員。

○議員（12番 野鶴 修君） ただいまの回答からいくと、今後において、うきは市の土地開発公社、解散するということも視野に入れているということ、それを検討しているというこの理解でよろしいでしょうか。もう全く継続する方向で、ずっとこのままずるずるいくというのはいかがなものかなと。今、言いましたように、県内でも基本的に市の単独の土地開発公社というのは、どこでももう解散しているのがほとんどであります。県内でも22と、もう半分以下になっております。そういった中において、うきは市においても、これ以上、開発の工業団地を造成して開発していくとか、そういう計画がある、もうそういった時期は終わっているんじゃないかなというふうな気もしておりますので、やっぱりそういった解散も含めて、不必要な組織というのは、きちんともう整理していくべきではないかなというふうに思います。よろしくお願

します。

○議長（熊懷 和明君） 吉村副市長。

○副市長（吉村 祥一君） 副市長の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

今、野鶴議員のほうから御指摘のありました、土地開発公社の将来の取扱いについてでございますけれども、先ほど課長のほうからもありましたように、野鶴議員御指摘のように、今現在は事業を行っておらず、具体的な事業の計画もございません。ただ先ほど課長のほうからも、企業誘致という単語が少し出ておりましたけれども、現在、うきは市西部の工業団地の造成のほうを進めております。こちら、県の事業ですので、県として、直接土地取得が必要な事業ではありませんけれども、今後、そちらの土地、工業用地の造成が進捗するに当たって、実際の企業誘致のほうを進めていく形になります。当然、その企業誘致というのは、造成する工業団地について、企業誘致をしていくんですけれども、多くの企業の皆様に当たっていくに当たって、ひょっとしたら、この土地開発公社の出番が出てくる可能性も否定はできません。先ほど野鶴議員のお答えとしては、町内のほうで、この土地開発の公社のほうを閉めるべきか否か、閉めるべきとしたらいつ頃閉めるべきかという議論を行っていることはございます。ただ、そのタイミングというのは、今、大きな企業誘致につながる事業を県のほうで進めていただいているところですので、その進捗を見極めてからでも遅くないというふうに考えておりますので、先ほど課長の答弁がありましたように、今現在、もうすぐに閉めると決めるべきではありませんで、そういったのも選択肢に持った上で、工業団地の状況のほうをよく見ながら、どのタイミングでそういった判断をするのがいいかというところを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（熊懷 和明君） ほかにありませんか。6番、石井議員。

○議員（6番 石井 孝幸君） 6番、石井です。

先ほど収支見させていただきました。今後もあまり動きが少ないんじゃないかなと思います。普通預金のほうに1億4,000万円ほどございますので、数字、動きが今後、あまりないのであれば、定期預金のほうに移すとか、そういうことも考えられるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（熊懷 和明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀧内 宏治君） ありがとうございます。

土地開発公社の関係で、公有地の拡大の推進に関する法律という設立の基本法がございますので、そこも勉強させていただきながら、どのような形がよいのかというのをまた考えさせていただきたいと思います。

○議長（熊懷 和明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号の報告を終わります。

日程第11．報告第6号

○議長（熊懷 和明君） 日程第11、報告第6号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の2ページをお願いいたします。

報告第6号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和8年5月21日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和8年6月12日提出。うきは市長権藤英樹。

3ページをお願いいたします。

専決第6号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和8年5月21日、うきは市長権藤英樹。

続いて、4ページをお願いいたします。

和解及び損害賠償額の決定について。

事故発生日時は、令和8年3月17日火曜日14時40分になります。事故発生場所は、うきは市浮羽町朝田582番地1、うきは市民センター駐車場内になります。

事故の概要は、相手方が、うきは市民センターの西側駐車場において、駐車していた車を出そうとバックさせた際に、タイヤ止めがフロントバンパーに引っかかり、相手方車両のフロントバンパー付近が一部破損したのになります。相手方は記載のとおりになります。

和解の内容及び損害賠償額について。

損害賠償額は、相手方の車両修繕料として10万1,178円になります。損害内容は、車両フロントバンパー付近の破損になります。責任割合は、うきは市の責任が100%でございます。

うきは市が相手方に対して10万1,178円を支払い、今後、本件に対して双方とも一切の異議申立て及び請求を行わないことで、令和8年5月21日に和解が成立いたしましたので、同日付で専決処分を行わせていただいております。

今後は、このような事故が発生しないよう、施設の点検に努めてまいります。

最後になりましたけれども、相手方、そして関係者の皆様に大変御迷惑をおかけしました。深

くおわびを申し上げます。

説明は以上になります。

○議長（熊懷 和明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号の報告を終わります。

日程第12. 議案第43号

○議長（熊懷 和明君） 次に、日程第12、議案第43号令和8年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（見河 弾君） 水環境課です。

それでは、予算書1ページをお開きください。

議案第43号令和8年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和8年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、下水道事業収益827万7,000円の減、計13億3,978万8,000円。

第1項、営業収益9,102万5,000円の減、計4億5,522万円。

第2項、営業外収益8,274万8,000円の増、計8億8,456万8,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額3億3,946万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金3億3,946万4,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款、下水道事業資本的収入429万3,000円の増、計8億784万8,000円。

第3項、補助金等429万3,000円の増、計2億2,397万2,000円。

支出、第4款、下水道事業資本的支出644万円の増、計11億4,731万2,000円。

第1項、建設改良費644万円の増、計5億740万8,000円。

2ページをお開きください。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

コンビニエンスストア収納業務委託料、令和8年度から令和9年度まで、基本料月額5,000円と、1件当たり75円により算出した額に消費税及び地方消費税を加算した総額。

浮羽浄化センター改築工事委託料、令和8年度から令和10年度まで6億7,800万円。

令和8年6月12日提出。うきは市長権藤英樹。

3ページをお開きください。

補正予算実施計画です。内容につきましては、先日の全員協議会で説明させていただいたものとなります。

初めに、収益的収入及び支出です。

収入、1款1項1目、下水道使用料9,102万5,000円の減です。重点支援交付金を活用した物価高対策による下水道使用料減免2か月分に伴う使用料収入の減額です。

1款2項2目、他会計補助金8,274万8,000円の増です。使用料減免に伴う一般会計からの補填となります。

続いて、資本的収入及び支出です。

収入、3款3項3目、他会計補助金429万3,000円の増です。吉井浄化センター、浮羽浄化センターのLED化工事設計業務委託に係る一般会計からの補填となります。

支出、4款1項2目、処理場建設改良費644万円の増です。上記LED化工事設計業務委託料を増額するものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（熊懐 和明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、竹永議員。

○議員（13番 竹永 茂美君） 2点お尋ねいたします。

まず、1ページ、資本的収入及び支出の補正の中の第3款、下水道事業資本的収入のその下の第3項、補助金等とありますが、これはどこからなのか。一般会計なのかかもしれませんが、説明をお願いいたします。

続いて、2ページ、債務負担行為の上の表のコンビニエンスストア収納業務委託料の限度額は説明がありますが、限度額の総額の予定金額が分かれば確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊懐 和明君） 水環境課長。

○水環境課長（見河 弾君） 御質問ありがとうございます。

今言われましたのが、まず、429万3,000円の補助金の収入元でしょうか。こちらは、太陽光等のLED化の補助金が国のほうからございまして、事業費の3分の2程度を補助となりますので、国庫補助金のほうになるかと存じます。

それから、次の御質問でございました繰越額、コンビニエンスストアの収納額につきましては、今現在も、収納委託料を銀行のほうに委託してございまして、こちらを令和8年から9年にかけて契約をし直すというところで聞いてございますので、これは、税務課、ほかの課も同じこととなりますが、下水道会計においては、当年度予算でこちらの負担行為を設定してございませんでしたので、改めて同じ内容で翌債を設定するものでございます。

○議長（熊懷 和明君） 副市長。

○副市長（吉村 祥一君） 副市長の吉村でございます。ただいまの課長の答弁について、補足のほうをさせていただきます。

債務負担行為に関しての答弁についてなんですが、コンビニエンスストアの収納業務委託料、こちら議員の質問の御趣旨は、上限額を設けているのかと、文章で債務負担行為の内容を書いているけれども、上限額を別途設けているのかという御質問だと思いますが、今回のコンビニエンスストアの収納業務委託料については、この月額5,000円、1件当たり75円という条件で発生する債務について、契約等で義務を負いたいという趣旨でございまして、上限額等は定めていません。

債務負担行為は、必ずしも上限額を定めないといけないというルールになっておりません、このように債務を負う条件等を記載して議会の了解を取るということもございまして、そういったところを御了解の上、審議のほうをしていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 概算でございますけれども、今の時点ではちょっと計算しておりませんので、分かりかねますので、今のところ、ちょっと分からないというところでございます。

それから、1点目につきまして、ちょっと補足をさせていただきます。

補助金としての交付を受けるということで、LEDの改修工事を行っておるんですけれども、こちらお金の流れといたしましては、一般会計のほうで、環境省からの補助金を受けまして、それを繰出金として下水道企業会計のほうに繰り出すというふうなお金の流れでいくようにしております。

以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 竹永議員。

○議員（13番 竹永 茂美君） 2点目については、令和8年度から9年度ということですが、昨年度の実績とかは分からないのでしょうか。

○議長（熊懷 和明君） 財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 実績につきましては、今ここで資料のほうを持ち合わせておりませ

るので、現時点ではお答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（熊懐 和明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は可決することに決しました。

日程第13．議案第44号

○議長（熊懐 和明君） 日程第13、議案第44号令和8年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（見河 弾君） 引き続き、水環境課です。

議案第44号令和8年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和8年度うきは市簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

コンビニエンスストア収納業務委託料、令和8年度から令和9年度まで、基本料月額5,000円と1件当たり75円により算出した額に、消費税及び地方消費税を加算した総額。

令和8年6月12日提出。うきは市長権藤英樹。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（熊懐 和明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は可決することに決しました。

日程第14. 議案第45号

○議長（熊懷 和明君） 日程第14、議案第45号財産の取得についてを議題とします。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 学校教育課、江藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第45号財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。令和8年6月12日提出。うきは市長権藤英樹。

1、取得する財産の表示。情報機器、タブレット端末iPad814台になります。

2、得価価格。4,420万5,898円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額401万8,718円。

3、契約の相手方。住所、福岡県福岡市博多区諸岡5丁目2番1号。氏名、株式会社ウチダシステムズ九州支店。代表者、支店長関口徳男。

4、契約の方法でございます。随意契約になります。

本議案につきましては、令和2年に取得しましたタブレット端末が5年を経過しておりますの

で、令和８年度福岡県公立学校情報機器整備事業費補助金を活用いたしまして、中学生用タブレット端末８１４台を購入するものになります。

契約の方法につきましては、先ほど申しましたとおり随意契約となっておりますけれども、業者の選定方法につきましては、福岡県ＧＩＧＡスクール推進協議会、こちらの共同調達会議のほうに参加いたしまして、公募型プロポーザルを実施して選定をしております。

説明は以上になります。

○議長（熊懐 和明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４５号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４５号は可決することに決しました。

日程第１５、議案第４７号

○議長（熊懐 和明君） 日程第１５、議案第４７号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（蔵満 奈月君） こどもみらい課、蔵満でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の７ページをお願いいたします。

議案第４７号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和8年6月12日。うきは市長権藤英樹。

8ページをお願いいたします。

本条例は、上位法である国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、大きく2点ございます。

6月4日の全員協議会での説明と同様の内容になりますが、1点目は、満3歳以上限定小規模保育事業の創設です。

これまでは、小規模保育事業は、主にゼロ歳から2歳までの児童を対象としておりましたが、今回の改正により、新たに満3歳以上の児童のみを対象とした小規模保育事業の類型が創設されたことになり、所要の改正を行っております。

続いて、2点目は、地域限定保育士制度の一般制度化です。

地域限定保育士制度とは、特定の地域でのみ保育士として働くことができ、地域限定保育士の資格取得登録後3年経過し、かつ一定期間の勤務経験がある場合には、通常の保育士として、特定の地域外でも業務を行うことができる資格制度です。

これまでは、国家戦略特別区域に限り認められていましたが、一般制度化により、認定を受けた都道府県や指定都市において、地域限定保育士試験の実施が可能になります。

福岡県については、認定を受けた都道府県になりますので、条例内に保育士の資格に言及する規定がある場合には、地域限定保育士を併記する改正を行っております。

新旧対照表は、1ページから17ページになります。

議案書に戻ります。14ページをお願いいたします。

附則、この条例は、公布の翌日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（熊懐 和明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 異議なしと認めます。したがって委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は可決することに決しました。

日程第16. 議案第48号

○議長（熊懷 和明君） 日程第16、議案第48号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（蔵満 奈月君） 引き続き、こどもみらい課でございます。

議案書の15ページをお願いいたします。

議案第48号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和8年6月12日。うきは市長権藤英樹。

16ページをお願いいたします。

本条例は、上位法である国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、大きく4点ございます。

1点目は、満3歳以上限定小規模保育事業の創設です。内容につきましては、議案第47号で説明したとおりです。

2点目は、地域限定保育士制度の一般制度化です。こちらの内容につきましても、議案第47号で説明したとおりです。

3点目は、理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことができる規定の創設です。この改正は、障がいや発達に課題のある児童への対応ニーズが高まる中、保育現場における専門的な支援体制を強化するためのものです。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員といった専門職を一定の条件の下で、1人に限り保育士とみなすことができるように、保育従事者の資格要件に関する規定について、所要の改正を行っております。

4点目は、こども性暴力防止法に基づく義務規定の整備です。こども性暴力防止法の成立に伴

い、施設事業の設置者及び事業者に対して、従事者による児童対象性暴力等を防止するための措置を実施することを義務づける第13条の規定を追加するものです。

具体的には、従事者への研修の実施、相談通報体制の整備、性犯罪歴等の確認制度、DBS制度への対応、再犯防止のための取組が求められています。

新旧対照表は18ページから26ページになります。

議案書に戻ります。19ページをお願いいたします。

附則、この条例は、公布の翌日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（熊懐 和明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。13番、竹永議員。

○議員（13番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

まず、第47号のとき聞けばよかったと思いますが、全員協議会の場合では47号の該当保育事業者数はないということでしたが、第47号、第48号に関して、第47号はない。第48号は該当する保育事業者があるとすれば、その数なり名称を教えてくださいと思います。

それから、2点目は、第48号について、特に最後の性暴力防止の追加事項があるということでしたけれども、そのことを含めた広報活動は、今後どのように予定されているのかお伺いいたします。

○議長（熊懐 和明君） こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（蔵満 奈月君） 竹永議員から御質問がありました施設についてになります。

第47号うきは市特定教育・保育施設については、通常の公立保育所、私立保育所そして私立の認定こども園が対象になります。市内には計8園ございます。そして、地域型保育事業については、施設がうきは市にありません。

また、性暴力に対しての市としての周知についてでございますが、こちらのほうは今現在進めておるところでございます。まずデータベース化の部分として、そういった雇用の部分のシステムについて、今現在整備を進めております。

そして、また、周知については、こちらは、まずは保育所のほうに周知というところで努めております。また、今後、うちのほうの整備が進みましたら、広報なりこういった内容で、保育施設の性暴力に対応している内容でまた周知させていただきたいと思っております。

以上になります。

○議長（熊懐 和明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４８号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４８号は可決することに決しました。

日程第１７．議案第４９号

○議長（熊懷 和明君） 日程第１７、議案第４９号うきは市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（蔵満 奈月君） 引き続き、こどもみらい課でございます。

議案書の２０ページをお願いいたします。

議案第４９号うきは市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和８年６月１２日。うきは市長権藤英樹。

２１ページをお願いいたします。

本条例は、上位法である国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、大きく３点ございます。

１点目は、地域限定保育士制度の一般制度化です。こちらの内容につきましては、議案第４７号で説明したとおりです。

続いて、２点目は、乳児等通園支援事業の利用定員について、乳児及び幼児の区分の見直しです。

これにより、乳児及び幼児の区分ごとの定員から区分をなくしたものへ緩和され、より柔軟な

受入れが可能になります。

続いて、３点目は、こども性暴力防止法に基づく義務規定の整備です。内容につきましては、議案第４８号で説明したとおりとなります。

新旧対照表は２７ページから３０ページになります。

議案書の２２ページをお願いいたします。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１３条の２の改正規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４９号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４９号は可決することに決しました。

日程第１８．議案第５０号

○議長（熊懷 和明君） 日程第１８、議案第５０号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（蔵満 奈月君） 引き続き、こどもみらい課でございます。

議案書の２３ページをお願いいたします。

議案第５０号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和8年6月12日。うきは市長権藤英樹。

24ページをお願いいたします。

本条例は、上位法である国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、地域限定保育士制度が一般制度化されたためです。具体的な内容につきましても、議案第47号で説明したとおりです。

新旧対照表は31ページになります。

議案書24ページをお願いいたします。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は可決することに決しました。

日程第19. 議案第51号

○議長（熊懷 和明君） 日程第19、議案第51号うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（今林 豊君） 建設課長の今林です。よろしくお願いします。

議案書の25ページをお願いします。

議案第51号うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和8年6月12日。うきは市長権藤英樹。

26ページをお願いします。

うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例。うきは市営住宅管理条例（平成17年うきは市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項の表中、「うきは市浮羽町朝田261番地 他2筆」を「うきは市浮羽町朝田261番地1 他1筆」に改める。

附則、この条例は、令和8年7月1日から施行する。

新旧対照表は32ページとなります。

現在進めておりますうきは市営西隈上団地等整備事業において、団地の敷地の一部を分筆して事業者売却することから、西隈上団地の位置を改正するものでございます。

説明は以上になります。

○議長（熊懷 和明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は可決することに決しました。

日程第20. 陳情の委員会付託

○議長（熊懷 和明君） 日程第20、陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した陳情は、タブレットに掲載の陳情文書表のとおり、会議規則第141条の規定によって所管の委員会に付託します。

○議長（熊懷 和明君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

連絡します。明日6月13日から6月14日までは休会とし、6月15日に本会議を開き一般質問を行います。

以上です。

本日はこれで散会します。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時23分散会
